

調書番号
8

事業名 地盤沈下調査費 財務コード(事業) 125001

細事業名 地盤沈下調査事業費(一級水準測量)

担当部課室 森林環境 部 大気水質保全 課 保全対策 担当(内線) 6403

事業の概要

実施期間	始期 49 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)		
事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	甲府盆地の地盤	地盤沈下の状況が把握されている	大幅な地盤沈下発見時の原因究明及び対策の検討
事業の内容 主に 24年度	調査の概要 地盤沈下の状況を把握するために、毎年県内38地点(基準点含む)の地盤沈下量を測定する。 ・基準日 毎年11月1日 ・測量地点 37点 ・測量地域 甲府盆地(甲府市、笛吹市、中央市、昭和町) ・調査面積 釜無川~笛吹川~JR中央線約80km ² ・水準網 延べ延長 82km 環数 4環 ・測定回数 1回/年 結果の公表 ・『やまなしの環境2012』への掲載 ・ホームページへの掲載 H24の調査結果 ・測量実施37地点中34地点で沈下が観測された。(平成23年度の沈下地点:34地点) ・最大沈下地点は甲府市落合町の5.5mmで、環境省が公表の基準としている20mm以上の沈下があった地域はなかった。		
	根拠法令等	環境基本法第7条, 36条 山梨県環境基本条例第6条, 第9条, 第19条	

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度		24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	一級水準測量地点数	37地点	37地点	37地点	37地点	37地点	活動指標 目標設定の考え方 経年的傾向把握のため、あらかじめ設定した水準点の全てで観測を実施する。 データの出典等 予算見積書
	活動指標達成率(実績値/目標値)	100.0 %					
成果指標	年間20mm以上の地盤沈下地点数	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	成果指標 目標設定の考え方 国が地盤沈下の公表基準としている年間20mm以上の沈下を目安とする。 データの出典等
	成果指標達成率(実績値/目標値)						
決算額、予算額	2,940		2,835	4,988	5,130	成果指標によらない成果 甲府盆地内で国が公表基準としている年間20mm以上の地盤沈下は発生していない。 毎年の観測成果があったため、平成23年の東日本大震災に際しても、盆地内への影響を的確に把握することができた。	
(千円) うち一財額	2,940		2,835	4,988	5,130		
所要時間(直接分)	476 時間		456 時間	456 時間	440 時間		
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	476 時間		456 時間	456 時間	440 時間		
人件費1st 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	976		935	935	902		

これまでの事業の見直し・改善状況

平成22年度に事務の見直しを行い、監督業務及びデータ処理の効率化により所要時間を短縮した。

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること
	b	結果として、近年では甲府盆地内で年間20mm以上の地盤沈下が発生していないものの、地盤沈下のモニタリングを実施することにより過去に大規模な沈下が把握された際には原因究明がなされている。こうしたことから意図した成果を上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	<p>甲府盆地内の地盤沈下は近年では落ち着いているものの、今後の地下水の需要の変化によっては大規模な沈下の可能性はあるため、継続して地盤沈下のモニタリングを実施することは非常に重要である。</p> <p>こうした中、約80km²の面積についての確にモニタリングを実施するには現状の37地点が不可欠であり、地点を減らすと精度が落ちる可能性が高い。</p> <p>また、平成23年の東日本大震災に際し、盆地内への影響を把握することができたことから、調査結果の的確な評価のためには1年に1回実施する必要がある。</p> <p>なお、水準点の点検作業については、他の業務での出張と組み合わせるなど業務プロセスの効率化を図り、所要時間の短縮に取り組んでいきたい。</p>	k

・「以外の判断項目」の欄
 必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
 (g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	<p>今後の事業の実施に際しては、業務効率を改善するため、水準点の巡回は減らすこととするが、一方で調査の質を維持するため、調査スケジュールの報告頻度を高めるなど、監督業務を強化したい。</p> <p>予算額については、国の設計業務等標準積算基準書に基づいて積算しているが、今後、入札の状況も十分に把握する中で、予算額の積算方法を検討していきたい。</p> <p>地盤沈下の監視には経年的な動向を把握する必要があることから、当面は現状の観測点を維持しつつも、必要に応じて地点の見直しを行うこととする。</p>	k

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	<p>大気水質保全課職員が行う水準点の点検作業については、他の業務での出張と組み合わせ巡回の回数を減らすなど業務プロセスの効率化を図り、所要時間の短縮に取り組んでいく。</p> <p>調査の質を維持するため、調査スケジュールの報告頻度を高めるなど、調査委託業者に対する監督業務を強化していく。</p> <p>予算額(調査委託費)については、平成25年度の入札平均額が積算書に基づく設計額とほぼ同額だったことや、契約額が前年度(平成24年度)に比して上昇したことから、平成25年度までと同様に国の設計業務等積算基準書に基づいて積算を行うこととする。</p>

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 大気水質保全課

細事業名: 地盤沈下調査事業費

調書番号: 8

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H24 所要時間 (h)	H25 所要時間 (h) A	H26 所要時間 (h) B	縮減等 B - A	具体的な業務の見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
1 一級水準測量調査の契約業務	調査計画の立案	9月	16	16	16	0	なし	水準測量の契約業務に関しては、従来から標準的な手法により、適切な手続きをしている
	設計書作成	10月	24	24	24	0	なし	
	支出負担行為作成と起案	10月	16	16	16	0	なし	
	入札及び契約	10月	32	32	32	0	なし	
	委託費の支払	3月	12	12	12	0	なし	
(小計)			100	100	100	0		
2 水準測量の調査の監督業務	測量実施の公告	9月	4	4	4	0	なし	水準測量の監督業務については、適正な執行管理の観点から、適正な時間で処理をしている。また、公告や使用承認は法に基づく事務処理であり、省くことはできない
	調査打ち合わせ	10月	16	16	16	0	なし	
	測量成果の使用承認	11月	8	8	8	0	なし	
	調査の立会い	11月～12月	48	48	48	0	なし	
	調査結果の検査	3月	16	16	16	0	なし	
(小計)			92	92	92	0		
3 水準点の管理業務	公有財産管理	3月	16	16	16	0	なし	公有財産管理及び賃借に係る事務は、定められた手続きを適正に行うことから変更は無い。水準点の点検は、他の業務における出張と組み合わせることにより、時間の短縮を図る
	水準点の点検	8月	64	64	48	16	巡回の回数を削減	
	水準点の賃借に係る事務	3月	32	32	32	0	なし	
(小計)			112	112	96	16		
4 水準測量結果の取りまとめ及び公表	データの集計		48	48	48	0	なし	データ集計の評価については、H22以降に25%を削減済み。調査結果の評価が終われば、公表や報告に関しては所定のフォーマットを作成するだけなので、所要時間に変更は無い
	結果の評価		48	48	48	0	なし	
	HPでの公開		8	8	8	0	なし	
	環境省報告		32	32	32	0	なし	
	やまなしの環境		16	16	16	0	なし	
(小計)			152	152	152	0		
所要時間 (計)			456	456	440	16		

(留意事項)

- 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

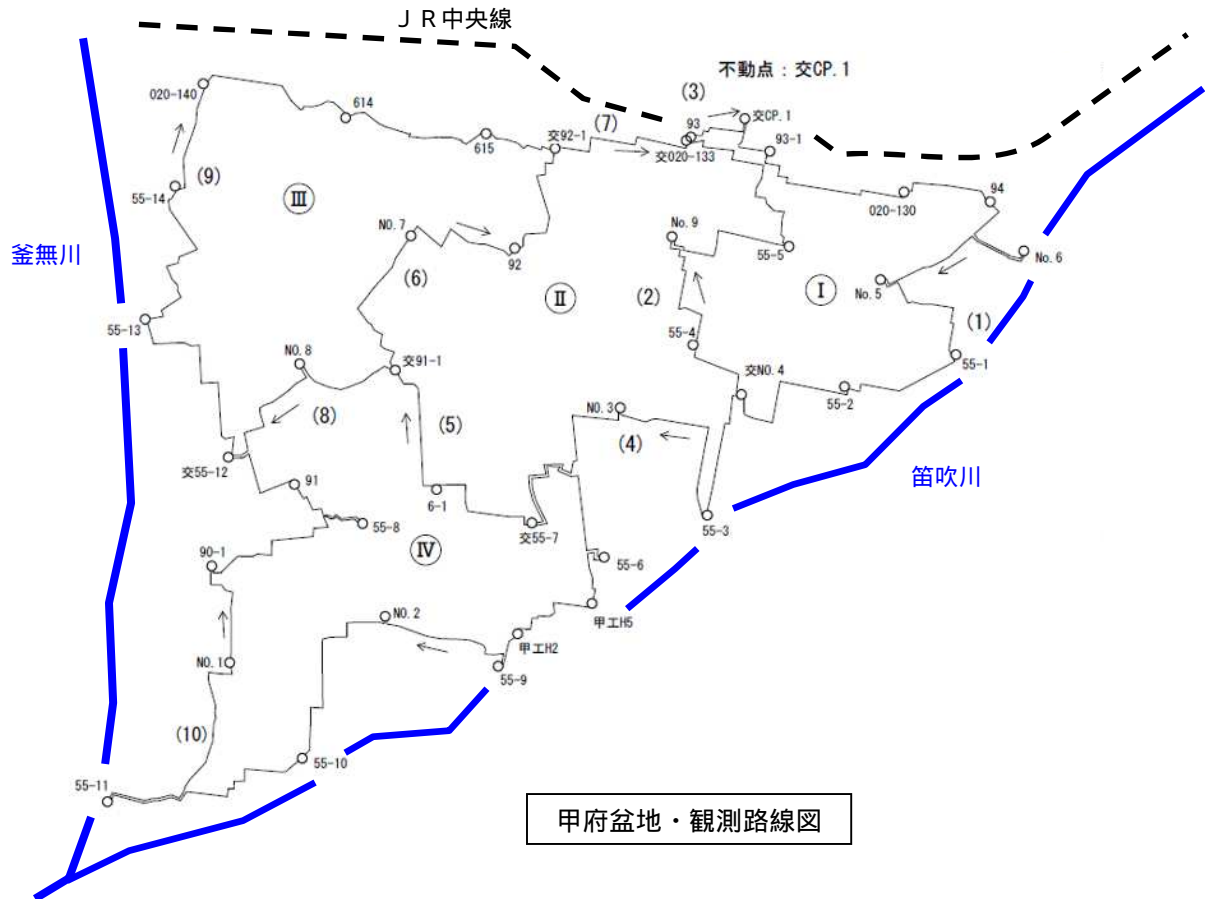
地盤沈下と一級水準測量について

[地盤沈下について]

地盤沈下は、環境基本法第 2 条において、典型 7 公害のひとつとして定められている。

一般的にその進行が緩慢であり、発見が遅れやすいことから、この確認のためには、水準測量等による早期発見が重要である。

また、地質的には沖積層が厚く堆積している場所で起こりやすいことから、本県ではこの地盤である甲府盆地中央部から南部地域について昭和 49 年度から『一級水準測量』を行い、地盤沈下の状況を把握している。



[一級水準測量について]

水準測量とは、レベル(水準儀)を用いて測点の高低差を測って標高を求める測量のことで、このうち一級水準測量は、国土交通省公共測量作業規程により観測精度を最も厳しく設定してあるものである。(およそ 20 km 程度の環状測量で、誤差の許容範囲を 9 mm 未満)

[平成 24 年度に沈下量の大きかった地点]

	水準点番号	地点名	H24 沈下量	(H23)
1	55-3	甲府市落合町(機械金属工業団地事務所内)	5.5 mm	6.7 mm
2	55-2	笛吹市石和町今井(富士見小学校内)	5.2 mm	5.9 mm
3	55-9	甲府市大津町(甲府市浄化センター内)	5.0 mm	9.0 mm
4	55-11	中央市今福新田(チビッコ広場内)	4.6 mm	10.1 mm
5	55-12	中巨摩郡昭和町飯喰(昭和町小花壇内)	4.0 mm	5.7 mm